

東京都ダンススポーツ連盟 競技会開催に関する内規

2010年5月15日 理事会

(目的)

第1条 本内規は、東京都ダンススポーツ連盟（以下「本連盟」という）の加盟団体及びブロックが、JDSFの公認・承認競技会を開催する際に、遵守すべきことを定めるものとする。

(競技会の開催)

第2条 競技会の開催とは、主催、主管、共催のほか、後援、協力等により、競技会を行うことをいう。

(開催の承認)

第3条 加盟団体及びブロックが、公認・承認競技会を開催する場合は、本連盟の承認を得なければならない。

(規則・規程の遵守)

第4条 加盟団体及びブロックは、公認・承認競技会を開催する場合、JDSF競技規則・競技関連規程及びJDSF競技会主催者へのガイドラインを遵守しなければならない。

(開催回数)

第5条 加盟団体は、原則として年1回公認競技会を開催することができ、且つその開催に努めるものとする。但し、1～3級及びシニア系競技については複数回開催することができるものとする。

2. ブロックは、原則として年1回公認競技会を開催しなければならない。

(翌年の開催予定)

第6条 加盟団体及びブロックの翌年の競技会開催予定は、本連盟を通じて関東甲信越ブロック運営委員会で調整を行った上で、JDSFに報告する。
なお、上記予定については、原則としてJDSF、関東甲信越ブロック及び本連盟が開催する競技会と同日開催とならないように留意しなければならない。

(競技区分)

第7条 加盟団体が開催する公認競技会の競技は、JDSF全日本統一C級又はD級並びに1～3級及びシニア系競技とする。

2. 第5条第1項但し書きにより公認競技会を複数回開催する場合の前項以外の競技会の競技は、原則として1～3級及びシニア系競技とする。

3. ブロックが開催する公認競技会の競技は、JDSF全日本統一C級以下及びシニア系競技とする。但し、本連盟が認めた場合に限り、A級又はB級を追加することができるものとする。

(審判員)

第8条 加盟団体及びブロックが開催する公認競技会の審判員の数は、原則として次のとおりとする。

(1) D級以上は7名

(2) 1級以下は5名

(エントリー手数料)

第9条 加盟団体及びブロックが開催する公認競技会のエントリー手数料は、次の通りとする。

(1) 加盟団体が開催する公認競技会 (区市大会)

1区分 4,500円、追加1区2,500円

(2) ブロックが開催する公認競技会 (ブロック大会)

1区分 5,000円、追加1区分2,500円

(認定料)

第10条 ブロックが公認競技会を開催した場合、ブロックは本連盟に対し、ブロック大会認定料として次の金額を支払うものとする。

申込組数×500円

(更衣室の設置)

第11条 加盟団体及びブロックが競技会を開催する場合、選手控室の他男女別の更衣室を設置するものとする。

(救護)

第12条 加盟団体及びブロックは、競技中に発生した事故の応急処置を行うため、救護担当者を待機させるものとする。

(協力)

第13条 加盟団体及びブロックは、他の加盟団体及びブロックが開催する公認競技会が円滑に実施できるよう、相互に協力するものとする。

(解釈)

第14条 本内規の解釈については、理事会の協議のうえ決定する。

(改定)

第15条 本内規を改定する場合は、理事会の決議によるものとする。

附 則

1. 本内規は、2010年5月15日から施行する。
2. 2014年9月6日改定
3. 2021年1月9日改定